

スマートフォン等の所持・使用規則

(令和5年度 改定)



1 スマートフォン等の所持・使用について

(以下 スマートフォン等をスマホ等に略)

スマホ等を登下校時及び校内で所持・使用を希望する場合は、「スマートフォン等の所持・使用届」を提出する。また、県教育委員会が推進している「スマホ家庭のルールづくり運動」により、保護者の監督責任の下、家庭のルールづくりに取り組み、お子さんのスマホ等の使い方について把握し、適宜指導していただくこととする。

2 フィルタリングについて

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成21年4月1日から施行されたことを受け、18歳未満の携帯使用の際には『フィルタリング』機能が義務付けられた。これを受け在学中は年齢に関係なく保護者の責任の下『フィルタリング』機能を必ず付けることとする。

3 使用規則

- (1) スマホ等の変更や機種変更をした場合には再度「スマートフォン等の所持・使用届」を提出する。
- (2) 登校後は電源を切り、自分でロッカーにて管理するか、職員室に預けるかを入学後に選択して管理する。
- (3) 歩きながらや自転車乗車中には、スマホ等を使用しない。
- (4) 公共の場（電車内・バス車内・レストラン・映画館等）ではイヤホンを使用する等マナーを守り、使用禁止場所（病院等）では電源を切る。
- (5) 校内では帰りの会終了後、公共の場としてのルールやマナーを守っての使用が可能。
- (6) 登校時には正門を通過したらイヤホンは使用せず、あいさつを交わせるよう心掛ける。
やむを得ず使用する場合は、担任と相談する。
(インターンシップでは初めて会う職場の方やお客様にあいさつをしなくてはなりません。あなたは、知らない人にあいさつできますか。先生たちを練習相手に毎朝あいさつの練習をして、スキルアップを図りましょう。)
- (7) 校内での写真や動画の撮影およびSNSへのアップロードは禁止する。また、無断で友達等の写真等を使用することを禁止する。
(個人情報保護の観点から、保護者もお客様も、学校を訪れる人はすべて校内の写真撮影等は禁止しています。LINEのアイコンについても十分に注意しましょう。)
- (8) スマホやインターネットの使い方については、裏面「スマホ・インターネットを安全に使うために」を参考に、親子でよく話し合うようにする。

スマホ・インターネットを安全に使うために

生徒指導部

1 使用時間をコントロール

夜遅くまで続けることで睡眠不足により生活習慣が乱れ、学業や健康に悪影響



ゲームやネット動画、メッセージのやりとりなど、使用時間を決める。

2 料金のことで保護者に迷惑をかけない

ゲームの課金で何十万円という請求が来ることも・・・。



オンラインゲームの課金は、必ず保護者に相談する。長電話も要注意。

3 ネットで知り合った相手は危険

簡単になりすましが可能。
犯罪に巻き込まれる危険



絶対に会わない。絶対に写真を送らない。
絶対に個人が特定される情報を送らない。

4 ながらスマホの問題

加害者にも被害者にもなる。
特に歩きスマホ、自転車スマホ



スマホの操作は、邪魔にならない所で立ち止まってから。

5 誤解のないメッセージのやりとりを

顔が見えない文字だけのやりとりは、ちょっとした誤解で関係悪化



必ず読み返してから送信。顔文字やスタンプを併用して、感情を伝える。

6 相手を傷つける書き込み厳禁

自殺の報道も。深刻ないじめになる。
高額の慰謝料の請求もあり得る。



相手を否定するメッセージは送らない。
有名人に対しても誹謗中傷を書き込まない。

7 SNSでは個人情報の拡散に注意

住所、氏名、学校名を調べられ、
ストーカーやいたずら、いやがらせ等の被害も。



個人が特定されてしまう情報かどうかよく考える。友達の写真勝手に使用しない。後ろに誰かが写り込んでいないか確認する。

※SNS（ライン、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなど）

8 公共の場ではマナーを守る

身勝手な利用の仕方は、周囲の人にとって大迷惑。



電車の車内や待合室などでは、音楽やゲームはイヤホンを利用して音がもれないように。特にゲームは個人で楽しむこと。また、通話は控える。